

# 令和7年度 我孫子市住宅リフォーム補助金 申請の手引き

市への定住及び市内住宅関連産業の活性化を図るため、市内の登録施工事業者により、税込20万円以上の対象リフォーム工事を行い定住する住宅の所有者の方に、工事費用の一部を補助します。

## 申請受付

### 令和7年4月1日（火）から 令和8年2月10日（火）まで

- ※年度はまたげません。実績報告を工事完了後30日以内かつ令和8年2月末日までにご提出ください。
- ※必ず、市からの交付決定を受けた後、着手日に施工前の現場写真を撮ってから、着手してください。

## 補助要件 ※次のすべての要件を満たす必要があります

- 所有権の保存登記がされている、自己居住用の住宅のリフォームであること
- 補助金の交付を受けた日から10年を超える期間、定住（継続して居住）する方
- 市税（市民税、固定資産税及び都市計画税）を滞納していない方
- 市に登録している施工事業者（別紙リスト）による、税込20万円以上の対象工事⇒2ページへ
- 市からの交付決定を受けた後、リフォームに着手すること ⇒4ページ「手続きのながれ」をご覧ください
- 申請するリフォーム工事について、市の他の補助制度、助成制度を利用しないこと⇒2ページへ
- 過去にこの補助金の交付を受けていないこと（申請者および配偶者の1世帯につき1回限り）

## 補助金額 ※子育て世帯\*1又は単身者\*2に該当する場合は、上限を右側（ ）内の額に引き上げあり

区 分		世帯員の変更がない場合	新たに多世帯*3になる場合
・現在、居住する個人住宅のリフォーム ・市内の持家からの転居に伴うリフォーム		補助対象経費の5%以内 上限10万円（20万円）	補助対象経費の10%以内 上限20万円（30万円）
市内の持家以外からの転居に伴うリフォーム →転居者*4	東側地区以外	補助対象経費の5%以内 上限10万円（20万円）	補助対象経費の20%以内 上限40万円（50万円）
	東側地区*6	補助対象経費の20%以内 上限40万円（50万円）	
市外からの転入に伴うリフォーム →転入者*5	東側地区以外	補助対象経費の10%以内 上限30万円（40万円）	
	東側地区*6	補助対象経費の20%以内 上限40万円（50万円）	

※千円未満切り捨てた額を交付

### \*1 子育て世帯…申請日において、次のアからウのいずれかの世帯

ア 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる世帯、イ 夫婦がともに49歳以下の世帯、ウ 親の年齢が49歳以下であって、20歳未満の子がいるひとり親家庭の世帯

### \*2 単身者…申請日において49歳以下の未婚者

### \*3 多世帯…申請するリフォームを機に、新たに親子等直系親族の2以上の世帯での同居となる方

### \*4 転居者…市内の持家以外の住宅（賃貸住宅等）から今回リフォームする住宅に、申請日前3月以内に転居した方又は実績報告までに転居する方

### \*5 転入者…転入した日前1年以内に本市の住民基本台帳に登録されたことのない方で、市外から今回リフォームする住宅に、申請日前3月以内に転入した方又は実績報告までに転入する方

### \*6 東側地区…都部、都部新田、湖北台1丁目～10丁目、中峠台、中峠、中里、中里新田、古戸、日秀、新木、新木野1丁目～4丁目、南新木1丁目～4丁目、布佐西町、布佐1丁目、布佐、布佐平和台1丁目～7丁目、江蔵地、都、新々田、三河屋新田、相島新田、大作新田、布佐下新田、浅間前新田

## お問い合わせ・申請受付

我孫子市 都市部 建築住宅課 住宅政策係  
東別館1階 平日8:30-17:00  
電話 04-7185-1111（内線 20-601）  
詳しくは市ホームページからご覧ください。

我孫子市トップページ>くらし・手続き>住まい>住まいに関わる助成・補助など

### 我孫子市住宅リフォーム補助金

手続きのながれ、様式ダウンロードなど



## 市で実施している他の補助制度との併用について

下記の市で実施している他の補助制度の利用を希望される場合は、工事箇所や内容を分ける必要があります。  
 ※同一工事について、重複して申請しないことが分かるように、見積書や図面の資料をご用意ください。

1. 木造住宅の耐震診断、耐震改修費助成…建築住宅課（当課）建築指導係
2. 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金：断熱窓その他…環境経済部 手賀沼課
3. 介護保険：住宅改修助成…健康福祉部 高齢者支援課
4. 障害福祉：在宅支援、住宅改造費助成…健康福祉部 障害者支援課

※各制度の詳細は、市ホームページからご覧いただき、直接、各課にお問い合わせください。

※市以外の補助制度は、直接、事務局等にお問い合わせください。

（この我孫子市住宅リフォーム補助金は、国の社会資本整備総合交付金を活用している制度です）

## 補助対象工事

区分	部位または工事の種類	内容
ア 個人住宅の内外装の修理又は修繕に関する工事	床、壁、天井、階段等 [内装工事]	壁紙や床材などの張り替え、塗装、修繕（畳の表替え、裏返し等を含む。）
	外壁、屋根、軒裏、雨樋等 [外装工事]	塗装、防水、修繕（張り替え、カバー、部材交換、下地調整、仮設・養生、高圧洗浄、シーリング撤去・打ち換え等を含む。）
	ドア、窓、引戸、網戸、雨戸・シャッター [建具工事]	開口部や枠の新設、交換、塗装、修繕（ガラス、鍵、金物等の部材交換、建て付けの調整、ふすまや障子の張り替え等を含む。）
	基礎や土台の工事	ひびや欠けの補修・補強、塗装、土台の防蟻処理・部材交換 ※害虫害獣の駆除、杭基礎、地盤改良、土留めを除く。
	分電盤、スイッチ・コンセント、照明等 [電気工事]	今回のリフォーム工事に伴う、左欄の新設・増設、撤去・処分及び配線・接続等の施工
イ 個人住宅の機能向上又は安全対策に関する工事	その他：建物と構造上一体の庇、ベランダ、濡れ縁に関する工事	左欄の新設、交換、塗装、補強、修繕 ※自立し振止めを目的に建物に固定するもの、外構に該当するもの、法令等の基準に適合することが不明なものを除く。
	キッチン、浴室、洗面・脱衣所、トイレ等 [水回り工事]	増設、全面改修、修繕（ビルトイン機器、便器・便座・紙巻器、既存の撤去・処分、配線・配管、今回のリフォームに伴う敷地内の接続工事含む。）※給湯器、ガス乾燥機に関する工事を除く。
	バリアフリー対策工事 省エネ対策工事	室内の手すり設置、段差解消、開口部の拡幅、階段の改修 断熱改修（断熱性能の高いドアや窓、ガラス等への交換、室内窓の設置、床、壁・屋根材等の変更、断熱材の施工を含む。）
ウ 個人住宅の増築、改築又は間取りの変更に関する工事	耐震対策工事	耐震補強 ⇒木造耐震助成との併用は、事前にご相談ください。 沿道の既存コンクリートブロック塀や石塀の除却、改修⇒5 ページへ
		一例：1 階のみで生活できるよう間取りの変更、水回り移設など（減築を含む。）

## ×対象とならない工事

- 敷地内の別棟（離れ、車庫、物置ほか）の工事、マンション等の区分所有建物の専有部分以外の工事
- 外構工事（テラス、デッキ、敷地内の舗装や段差解消、塀の塗装、擁壁及び土留め等に関する工事）
- 住関連用品の設置、交換（エアコンその他家庭用電化製品、ガス暖房器具、洗濯乾燥機、給湯器、再生エネルギーシステム、家具・カーテン類、テレビ受信アンテナ、電話・インターネット他の通信機器、音響システム、防犯及び耐震関連用品を含む。）

## 注意事項

### 適切なリフォーム内容であることを確認してから申請してください

リフォーム後の住宅や敷地は、建築確認等の手続きが不要な場合でも、建築基準法や都市計画法その他の法令に適合する必要があります。申請者と施工事業者の皆さまの責任において確認をお願いします。

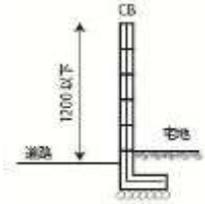
- 市街化調整区域：市街地整備課、地区計画区域：都市計画課、建築協定区域、その他：建築住宅課
- 防火地域、準防火地域、22 条区域：屋根や外壁等の防耐火性能（カタログ等）
- マンション（区分所有建物）：施工可能範囲、床の防音性能その他の仕様、管理組合への届出要否など

## 既存の塀の除却、改修の補助対象について

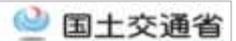
下記チェックポイント及び建築基準法の道路種別をご確認いただき、事前にご相談ください。

既存の危険コンクリートブロック塀や石塀の倒壊を防ぐ工事は、次のすべての要件を満たす工事が対象です。

- 一戸建ての住宅等に附随する塀とその基礎、塀と一体の門柱に関する工事 ※土留めや擁壁は対象外
- 我孫子市耐震改修促進計画に定める避難路（緊急輸送路、通学路、建築基準法及び道路法による道路）の沿道に存するもの（敷地境界上の塀は、道路境界線から0.5mまでの範囲にある部分）
- 既存の塀の高さが、0.5mを超え倒壊の危険性があるもの ※下記参照
- ①塀の除却 ②造り替え ③補強 のいずれかに該当する工事であること
  - ①・②の除却又は造り替え後は、所定の位置に何も設けない、生け垣、フェンス、又はコンクリートブロック塀で、塀とその基礎の合計の高さが1.2m以下の構造上安全なもの※
  - ③補強は、建築基準法の基準に適合することが明らかな場合に限る。



### ブロック塀の点検のチェックポイント



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。  
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか  
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か  
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）  
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか  
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か  
・塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 塀に鉄筋は入っているか  
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかき掛けされているか。  
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

**細積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合**

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

**＜専門家に相談しましょう＞**

出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1 より一部改

### 建築基準法の基準…建築基準法施行令（抜粋）

#### （目地及び空洞部）

第六十二条の六 コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

#### 補強コンクリートブロック造（塀）

- 昭和46年1月1日 制定／平成13年1月6日 最終改正
- 第六十二条の八 補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ一・二メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 一 高さは、二・二メートル以下とすること。
  - 二 壁の厚さは、十五センチメートル（高さ二メートル以下の塀にあつては、十センチメートル）以上とすること。
  - 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
  - 四 壁内には、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に八十センチメートル以下の間隔で配置すること。
  - 五 長さ三・四メートル以下ごとに、径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控え壁で基礎の部分において壁面から高さの五分の一以上突出したものを設けること。
  - 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかき掛けて定着すること。ただし、縦筋をその径の四十倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかき掛けしないことができる。
  - 七 基礎の丈は、三十五センチメートル以上とし、根入れの深さは三十センチメートル以上とすること。

#### （組積造のへい）

- 昭和25年11月23日 制定／昭和56年6月1日 最終改正
- 第六十一条 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 一 高さは、一・二メートル以下とすること。
  - 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の十分の一以上とすること。
  - 三 長さ四メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの一・五倍以上突出した控え壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの一・五倍以上ある場合においては、この限りでない。
  - 四 基礎の根入れの深さは、二十センチメートル以上とすること。

手続きのながれ

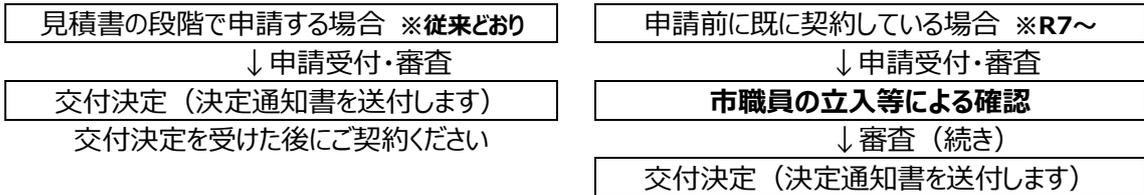
**STEP 0 リフォームの依頼先探し、見積り徴取、依頼先の決定** ⇒詳しくは次ページへ

- ・リフォームに関する情報や相談窓口も参考にいただき、当事者間で合意のうえ、**慎重に進めてください!**
- ・我孫子市住宅リフォーム補助金の利用を希望される場合は、**登録施工事業者**による税込 20 万円以上の補助対象工事に該当する必要があります。



**STEP 1 市への補助金交付申請** ⇒詳しくは6ページ セルフチェックシートへ

- ・補助金交付申請書（様式第1号）をご提出ください。※申請者＝所有者
- ・申請時に既にリフォーム契約をしている場合は、職員の現地立入等による確認が必要になります。※R7～
- ・審査期間を2～3週間以上いただく場合があります。工期に余裕をもってご計画ください。



**STEP 2 リフォーム工事の実施** ※必ず書面での契約をしてから進めましょう

**着手…リフォームの着手日に、施工前の写真を撮影してから、着手してください**

※写真は、撮影日と工事箇所等が分かるように撮影し、実績報告書に添付してください。※R7～  
⇒工事写真の撮影タイミング…**着手日、施工中、施工後** ⇒詳しくは、9ページへ

**! 我孫子市住宅リフォーム補助金における『着手』とは…**  
現場の養生、足場や仮囲いなど仮設の設置、既存の取り外し及び撤去・解体などの作業を、『着手』と見なします。  
※交付決定前に着手している場合は、補助金を交付できないのでご了承ください。



**施工中…申請内容に変更があるときは（追加工事、一部中止、金額、工期など）**

- ・変更合意書などの書面を作成し、変更後の内容や金額等を確認してから進めましょう。
- ・我孫子市住宅リフォーム補助事業（変更・中止）届出書（様式第3号）をご提出ください。

**工事完了・手直し・現場の最終確認～支払・引き渡し**

- ・外部や高所など、工事箇所によっては、足場等を外すと確認や手直しができなくなる場合がありますので、事前に日程を含めて十分に調整しておきましょう。
- ・リフォームに関する資料一式（図面、仕様書、工事写真、報告書、施工に関する認定書や保証書）を受領し、大切に保管しましょう。
- ・契約書、変更合意書等の書類及び領収証のコピーを市への実績報告に添付してください。

**STEP 3 市への完了実績報告** ⇒詳しくは8ページ セルフチェックシートへ

- ・我孫子市住宅リフォーム補助金実施報告書（様式第4号）をご提出ください。※報告者＝申請者
- ・工事完了後 30 日以内かつ、遅くとも**令和8年2月末日まで**にご報告ください。  
⇒審査後、市から交付確定通知書と請求書の用紙を送付します。審査期間：2～3週間

**STEP 4 市への請求、補助金の受け取り**

- ・交付確定通知書に同封の**請求書**に、銀行口座等を記入していただきご提出ください。
- ・同封の別紙に記載の日までの提出にご協力をお願いします。※郵送可（郵送料はご負担ください。）  
⇒請求書の受理後、1カ月前後の8がつく日に順次振込みいたします。  
振込予定の通知等ができないため、お手数ですが直接、口座をご確認ください。

手続き終了

## STEP 0 〈参考〉依頼先探し・リフォームの進め方について

- 住まいの主治医となるような長くつきあえる依頼先を、慎重に選定しましょう
- リフォーム内容にあわせた契約方法を選択しましょう
- 進め方や見積書を確認したうえで、書面により契約をしましょう

⇒詳しくは、市ホームページ「リフォームに関すること」も参考をご覧ください。



[リフォームに関すること](#)  
市ホームページ

### リフォームに関する主な情報サイト、相談窓口

- ・[依頼先選びのポイント、事業者検索：一般財団法人住まいづくりナビセンター](#)
- ・[リフォームネット／進め方、事例集：公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター](#)
- ・[住まいるダイヤル／相談窓口、見積書の見方など：同上センター](#)
- ・[リフォーム前に知っておきたいこと：一般社団法人住宅リフォーム推進協議会](#)
- ・[住宅リフォームガイドブック（下記）：一般社団法人住宅リフォーム推進協議会](#)

※冊子は、建築住宅課窓口でも閲覧していただけます。

- ・[住宅相談](#)…住宅センター協議会による無料相談・予約制 | 8月を除く毎月第2金曜日 | 市役所で開催



住宅リフォーム推進協議会

出典：一般社団法人住宅  
リフォーム推進協議会発行  
「住宅リフォームガイドブック」  
4ページより

（流れ）	（ポイント）	（相談先等）
<b>1</b> 事前の準備 START	<input type="checkbox"/> 要望を洗い出す <input type="checkbox"/> 老朽箇所や不具合点を洗い出す <input type="checkbox"/> 目的と優先順位を決める <input type="checkbox"/> 情報収集（戸建・マンションで異なることがある） <input type="checkbox"/> 予算の目安をつける <input type="checkbox"/> 支援制度利用の検討（補助金・減税・融資）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住まいるダイヤル（▶P.10、P.11、裏表紙）</li> <li>■ 地方公共団体の住宅リフォーム補助制度等（▶P.49、裏表紙）</li> </ul>
<b>2</b> 見積りの依頼	<input type="checkbox"/> インспекション（建物状況調査） <input type="checkbox"/> 複数の業者に依頼 <input type="checkbox"/> 支払い可能限度額を確認 <input type="checkbox"/> リフォーム瑕疵保険利用の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住宅リフォーム事業者団体登録制度（▶P.7、裏表紙）</li> <li>■ 住まいるダイヤル</li> <li>■ リフォーム瑕疵保険（▶P.12、裏表紙）</li> </ul>
<b>3</b> 依頼先を決める	<input type="checkbox"/> リフォーム提案と見積書の比較検討 <input type="checkbox"/> 不明な点を確認 <input type="checkbox"/> 総合的に判断する <input type="checkbox"/> リフォーム瑕疵保険利用の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住まいるダイヤル</li> <li>■ リフォーム瑕疵保険</li> </ul>
<b>4</b> 工事内容の詳細を決める	<input type="checkbox"/> 家具や家電の配置を検討 <input type="checkbox"/> ショールームで実物を確認 <input type="checkbox"/> 見積りの調整と資金計画 <input type="checkbox"/> 支援制度利用の確認・手続き <input type="checkbox"/> 工事前のチェックポイントの確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住まいるダイヤル</li> <li>■ 地方公共団体の住宅リフォーム補助制度等</li> </ul>
<b>5</b> 契約する	<input type="checkbox"/> 必要な契約書類と内容を確認 <input type="checkbox"/> 契約書を取り交わす	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住まいるダイヤル</li> <li>■ 住宅リフォーム工事標準契約関連書式集（▶P.13）</li> </ul>
<b>6</b> 工事	<input type="checkbox"/> 工事中のチェックポイントの確認 <input type="checkbox"/> 現場責任者と定期的に打合せ <input type="checkbox"/> 追加や変更があるときは書面に残す	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住まいるダイヤル</li> </ul>
<b>7</b> 引渡し・メンテナンス GOAL	<input type="checkbox"/> 支援制度等の手続き <input type="checkbox"/> 竣工検査をする <input type="checkbox"/> 契約書・図面・保証書を保管 <input type="checkbox"/> アフターメンテナンスの確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住まいるダイヤル</li> <li>■ 住宅履歴情報（いえるて）（▶P.14）</li> </ul>
<b>8</b> トラブルになったら		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住まいるダイヤル</li> <li>■ 消費生活センター（▶P.11、裏表紙）</li> <li>■ 地方公共団体リフォーム相談窓口<sup>※</sup>（▶P.11、裏表紙）</li> </ul>

STEP 1 市への補助金交付申請 セルフチェックシート

我孫子市住宅リフォーム補助金 交付申請書（様式第1号） 提出部数：1部		チェック欄
申請者	申請者＝所有者…共有名義の場合は、リフォームすることを合意形成済み	<input type="checkbox"/>
	申請日における現住所、電話番号は日中のご連絡先を記入	<input type="checkbox"/>
	本人と配偶者が過去にこの補助金の交付を受けていない…1回限り	<input type="checkbox"/>
区分	申請書の該当するものに✓をつけてください	<input type="checkbox"/> 転居、転入なし
	東側地区、転居者、転入者ほか…1ページ参照 転居者、転入者は…3か月以内に転居・転入済みの方を含む	<input type="checkbox"/> 転居又は転入済み <input type="checkbox"/> 工事後に住所異動
限度額加算	子育て世帯下記のア～ウ又は単身者に該当しますか	<input type="checkbox"/> 該当なし
	ア 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる世帯	<input type="checkbox"/> ア：.....歳
	イ 夫婦がともに49歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> イ：.....歳,.....歳
	ウ 親の年齢が49歳以下であって20歳未満の子がいるひとり親世帯	<input type="checkbox"/> ウ：.....歳,.....歳
所在地	我孫子市以下の住宅の所在地を記入してください	<input type="checkbox"/>
	『あびまっぶ』（都市計画）で地域・地区や基準の有無をご確認ください ・用途地域の色あり…市街化区域、白色…市街化調整区域 ・赤色ハッチあり…防火地域、準防火地域、ハッチなし…法22条 ・地区計画…都市計画課のページで確認⇒区域内の場合：基準、届出要否 ・建築協定…建築住宅課のページで確認⇒区域内の場合：基準、提出先	<input type="checkbox"/> 記入 <input type="checkbox"/> 記入 <input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内
施工事業者	登録施工事業者…リストにある市内に本店を有する法人又は市内在住個人	<input type="checkbox"/> 市に登録済み
	電話番号は担当者の日中のご連絡先を記入	<input type="checkbox"/>
工事予定金額	見積書の総額を記入してください（税込20万円以上の補助対象工事） 見積金額には、補助対象とならない工事が含まれますか	<input type="checkbox"/> 全て補助対象 <input type="checkbox"/> 補助対象外あり
工事予定期間	開始の日は少なくとも2週間以上先の日 ※審査期間：2～3週間	<input type="checkbox"/>
	完了の日は2月末日までの日 ※2月末の実績報告が提出できる工期	<input type="checkbox"/>
工事の契約	既にリフォーム工事の請負契約をしていますか	<input type="checkbox"/> 未契約
	申請日に既に契約済の場合は、立入等による確認の日程を予約してください	<input type="checkbox"/> 契約済
工事の内容	工事箇所及び内容を記入、法令等の基準に適合することを確認してください	<input type="checkbox"/> 確認した
	（記載例）外壁の塗装、屋根の改修（〇〇工法）、和室を洋室に変更、浴室の全面改装、手すりの設置、増築、間取り変更、CB塀の除却…など	<input type="checkbox"/> 対象工事を記入
	「戸建ての大規模なリフォーム」に該当しますか⇒詳しくは、次ページ参照 ⇒不明な場合は、期間に余裕をもっていただき、事前にご相談ください。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当
同意書	下記*印の書類の添付を省略したい場合、申請日において契約済みの場合	<input type="checkbox"/> 裏面に自署

[その他必要書類]

- 誓約書（様式第1号の2）…よくお読みいただき、自書してください。
- 委任状…手続きを施工事業者等の代理人に委任する場合。自署のうえ押印（参考様式あり）
- \* 住民票の写し（世帯全員分）…居住地で発行、市民は同意して添付を省略可 →  添付  省略
- \* 市税に係る納税証明書…市課税課で発行、同意して添付を省略可 →  添付  省略
- 登記事項証明書（全部事項）の写し※…法務局で最近取得したもの。建物【住宅】、土地【塀を含む場合】
- 見積書の写し…内訳及び明細がわかるもの。市の他の補助金を利用する場合は、備考欄に明記してください。
- 工事内容がわかる書類…図面や写真で、工事箇所や工事内容を明記してください。手書きも可。
- \* 建築確認済証等の写し…次に該当する場合。申請書に同意して添付を省略可 →  添付  省略  
 市街化調整区域の場合  防火地域・準防火地域での増築  10㎡超の増築、戸建ての大規模改修
- 賃貸借契約書等の写し…区分が、転居者の場合。転居済みの場合も必要。
- 工事箇所の写真…申請日において既に登録施工事業者と既に契約している場合。台紙に整理してください。
- その他市長が必要があると認める書類：（ ）

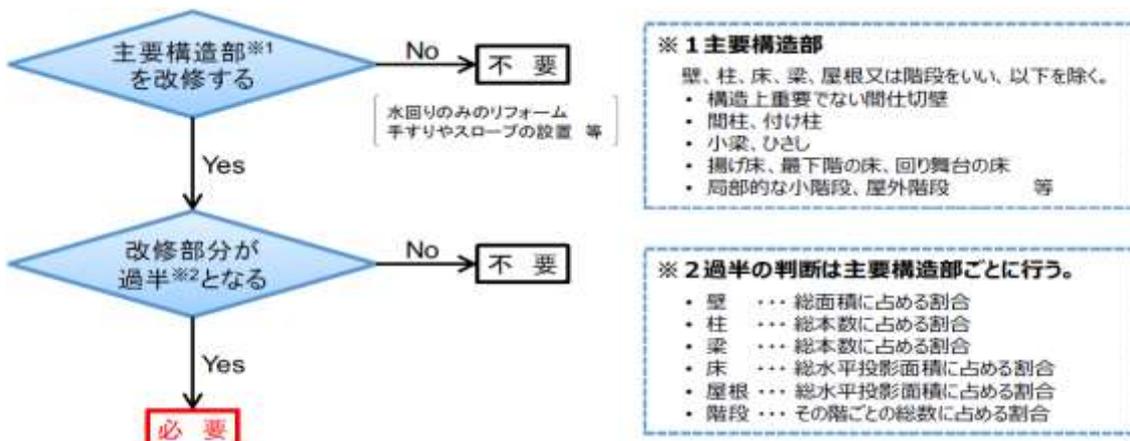
※登記事項証明書は、売買等に伴い申請時に提出できない場合は、事前にご相談のうえ、①理由書（任意様式）、  
②法務局の登記申請受付票または住宅の売買契約書の写しを提出してください。

**次の場合は、事前にご相談ください**

- 市街化調整区域の場合、地区計画区域内又は建築協定がある場合
- 防火地域、準防火地域内で増築がある場合、地区に関わらず 10 m<sup>2</sup>超の増築がある場合
- 塀のリフォーム（除却、造り替え等）が含まれる場合
- 戸建ての大規模なリフォームに該当する場合 ※下記① NEW

**①木造戸建て等での大規模なリフォーム※は、事前に建築確認手続きが必要となります**〈建築基準法の改正〉令和7年4月1日施行 NEW

※大規模なリフォーム…建築基準法お大規模な修繕・模様替にあたるもので、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）の一種以上について行う過半の改修等を指します。



※詳しくは、右のQRコードを読み込んでいただき、市ホームページ（セミナー等のご案内）から、建築基準法、建築物省エネ法に関するオンライン講座・相談＞PDF「木造戸建ての大規模なリフォームに関する建築確認手続きについて」をご確認ください。



**②大規模なリフォームを行う場合は、建築士による設計・工事監理が必要です**〈建築基準法第5条の6、建築士法等〉

延べ面積が100 m<sup>2</sup>を超える木造建築物（木造以外の建築物は30 m<sup>2</sup>）で、大規模なリフォーム※を行う場合は、建築士による設計・工事監理が必要です。

（リフォーム後の住宅や敷地は、建築確認等の手続きが不要な場合でも、建築基準法や都市計画法その他の法令に適合する必要があります。申請者と施工事業者の皆さまの責任において確認をお願いします。）

〈参考〉住宅リフォーム業者のための知っておきたいリフォーム関係法令の手引き▶▶▶  
冊子は建築住宅課の窓口でも閲覧していただけます。



**STEP 3 市への完了実績報告 セルフチェックシート**

**[変更がある場合]** 交付決定を受けた内容から変更が生じた場合やリフォームを中止する場合は、届出してください。

我孫子市住宅リフォーム補助事業（変更・中止）届出書（様式第3号） 部数：1部		チェック欄
届出者	届出者＝申請者を記入してください	<input type="checkbox"/>
リフォーム工事の内容	追加工事や一部取りやめする工事を記入してください 補助対象工事の金額変更を伴う場合は、変更前後の金額も記入	金額 <input type="checkbox"/> 増減なし <input type="checkbox"/> 増減あり
リフォーム工事の完了予定年月日	変更がある場合は記入してください。令和8年2月時点で実績報告がまだの場合は、状況に応じて変更届をご提出いただく場合があります	工期 <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり
変更の理由	（記載例）追加工事のため、仕様変更のため、一部工事を取りやめたため、天候不良による工期延長のため、施主都合による工期延長のため、既存〇〇の損傷があるため、〇〇工法を〇〇工法に変更するため など具体的に記入ください	<input type="checkbox"/>
中止の理由	補助金を受けるリフォーム自体を中止する場合は理由を記入	<input type="checkbox"/>

[必要書類]

- 変更に係る見積書の写し、変更合意書その他の変更する工事内容や代金の内訳が分かる書類

**[必須]** 工事の完了後30日以内かつ令和8年2月末日までに、実績報告を提出してください。

我孫子市住宅リフォーム補助金実施報告書（様式第4号） 部数：1部		チェック欄
報告者	報告者＝申請者を記入	<input type="checkbox"/>
	住所は、リフォームした住宅の所在地を記入	<input type="checkbox"/>
	転居者、転入者に該当し、リフォーム後に住民票を異動するとして交付決定を受けた方は、転居又は転入済みであること	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 転入者 <input type="checkbox"/> 転居者 <input type="checkbox"/> 異動日：
	上限額の加算、補助率の割り増しがありますか	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 新たに多世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 単身者
契約日	契約日を記入 ※契約書のコピーを添付してください	<input type="checkbox"/> 交付決定日：..... <input type="checkbox"/> 契約日：..... <input type="checkbox"/> 交付決定後 <input type="checkbox"/> 申請前に契約
工事期間	着手日を記入 ※着手日に撮影した施工前の写真を添付	<input type="checkbox"/> 着手日：..... <input type="checkbox"/> 交付決定後
	完了日から、30日以内かつ2月末日までに提出	<input type="checkbox"/> 完了日： <input type="checkbox"/> 30日以内かつ2月末日まで
補助金交付決定額	申請内容の変更（追加工事、一部取りやめ等）はありますか 変更がある場合は、上記の変更届をご提出ください	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり →届出済み
施工事業者	事業者名を確認してください（未記入の場合はご記入ください）	<input type="checkbox"/>
同意書	転居者、転入者、又はリフォームを機に新たに多世帯となった方で、下記の*印付き添付書類を省略したい場合	<input type="checkbox"/> 裏面に自署

[必要書類]

- 領収証の写し…宛名＝報告者、発行者＝登録施工事業者、取引年月日、取引内容（但し書き等）、金額（税込）契約書等と整合を確認、収入印紙（電子の場合は印紙が不要な旨の記載があるもの）
- 契約書、変更合意書等の写し…契約日（合意日）、収入印紙（電子の場合は不要な旨を記載）
- 工事箇所の写真…着手日に撮影した施工前 施工中 施工後  
※ 工事写真は、原則、申請した全工事箇所について撮影してください。  
※ 撮影する際は、原則、黒板等を入れるなどして、撮影日・工事箇所・内容（どの工程）が分かるように撮影し、台紙等に整理してご提出ください。⇒詳しくは、次ページへ
- その他市長が必要があると認める書類：（ ）

[交付申請時に提出していない書類がある場合] ※特に、転居者、転入者の方をご確認ください

- \* 住民票の写し（世帯全員分）…同意して添付を省略可 →添付 省略
- 登記事項証明書（全部事項）の写し

**我孫子市 都市部 建築住宅課 住宅政策係**  
**東別館 1階 平日 8:30-17:00**  
**TEL 04-7185-1111（内線 20-601）**  
**FAX 04-7185-4329** ※送信後お電話ください



**住宅リフォーム補助金**  
 様式は、市からの通知書に同封されている用紙をご利用ください。  
 ダウンロードする場合はコチラから

## 工事写真について

工事の履行状況を証明写真で確認させていただきますので、台紙等に整理していただきご提出ください

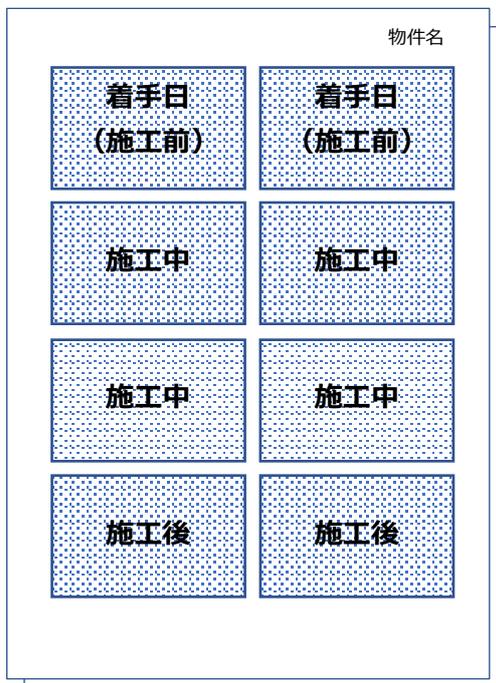
- 工事写真はカラーで、下記のように印刷または現像した写真（L判：89mm × 127mm程度）を台紙に貼ってご提出ください。（写真データでの提出は不可。小さすぎないように配慮ください。）
- 工事写真は、**着手日、施工中、施工後**の各段階で、対象工事の全工事箇所を撮影してください。
- 写真を撮影する際は、原則として、**看板（黒板や紙、ホワイトボードなど）を入れていただき、撮影日、物件名、工事箇所や部位、内容（どの工程）**などが分かるように撮影してください。
- 看板等を入れた撮影が困難な箇所は、台紙に整理した工事写真の横に、必要事項を記載し補足してください。（電子黒板でも可）
- 工事箇所が広い場合や外部などは、2面以上など複数のアングル（画角）から撮影してください。

### 留意事項

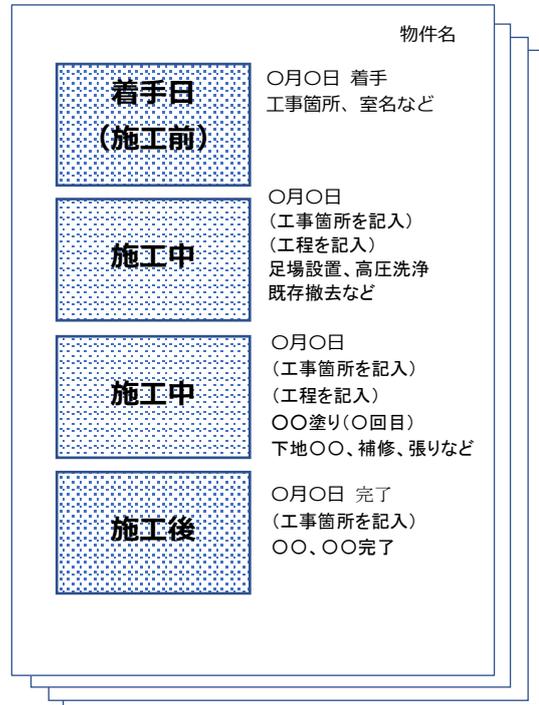
- ◇ 工事中は危険が伴います。申請者さまご本人が手続きをされる場合、工事写真については、事前に施工事業者の方にご相談のうえ、撮影の協力を要請してください。
- ◇ 写真を含めて、提出書類の返却はしませんのでご了承ください。
- ◇ 市からの交付決定を受ける前に着手した場合は、補助金を交付できないのでご了承ください

### 台紙イメージ（A4判程度）

必要事項を記載した看板入り…写真のみで可



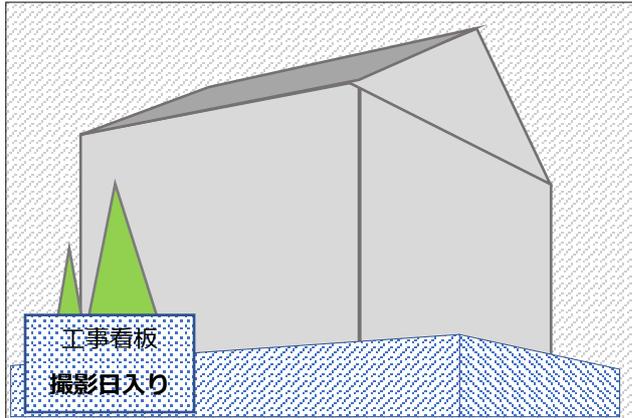
看板が入られない箇所…必要事項を記載



※施工事業者さまが使用されている工事写真ソフト等で作成した報告書と兼用していただけます。  
ご不明な点がございましたら、事前にご相談をいただきますようお願いいたします。

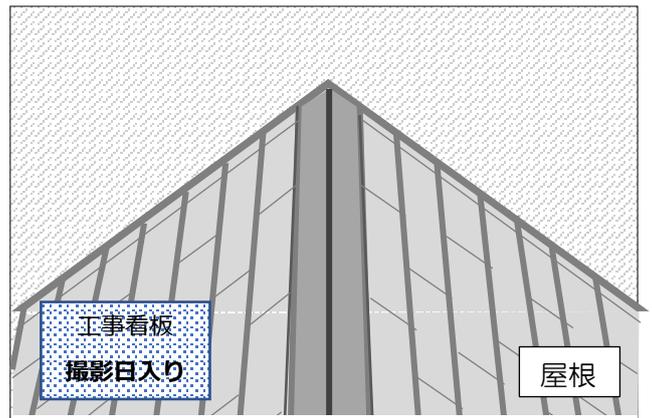
**[外壁の撮影アングル例]**

施工前…着手する日に撮影したもの

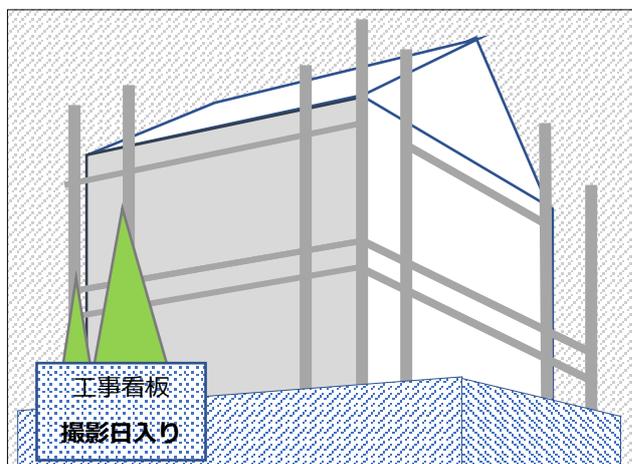


**[屋根の撮影アングル例]**

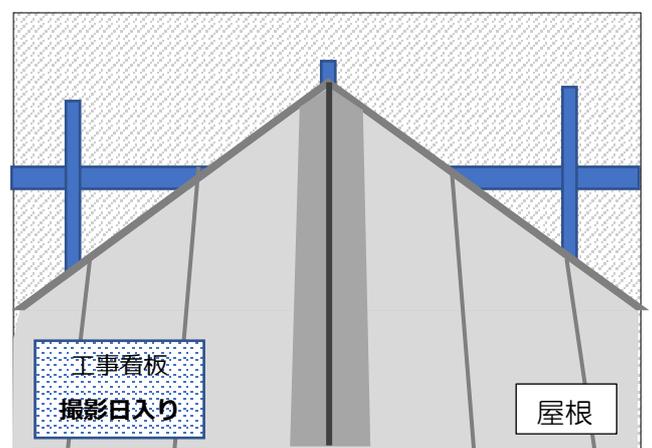
施工前…着手する日に撮影したもの ※遠景でも可



施工中…適宜、追加してください



施工中…適宜、追加してください



必要に応じて、複数のアングルで撮影してください。

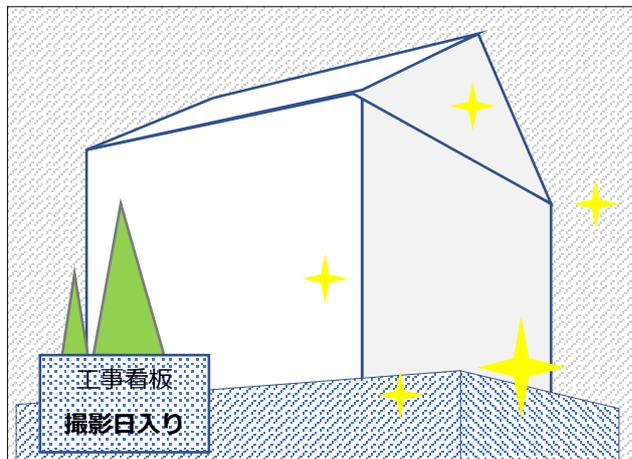
〔追加写真〕メーカーの仕様や保証内容等の見積りに合わせ、工程ごと（高圧洗浄、プライマー処理、コーキング打ち換え、〇度塗り、〇度塗りなど）に、作業を撮影した写真を、適宜追加してください。

必要に応じて、複数のアングルで撮影してください。

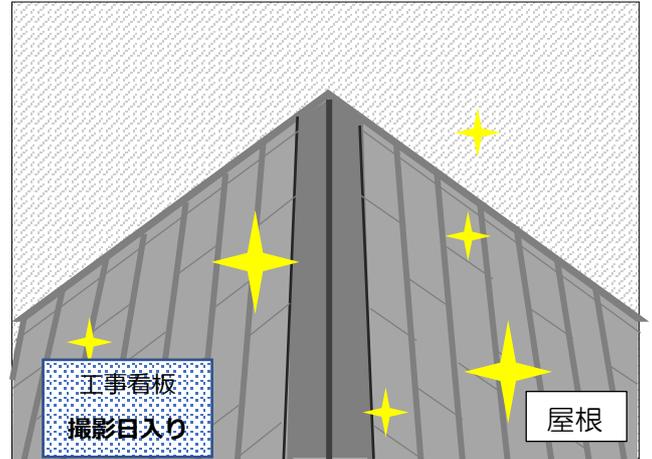
〔追加写真〕工法等に合わせて、工程ごとに、作業を撮影した写真を、適宜追加してください。

**※安全に配慮して、撮影してください。**

施工後



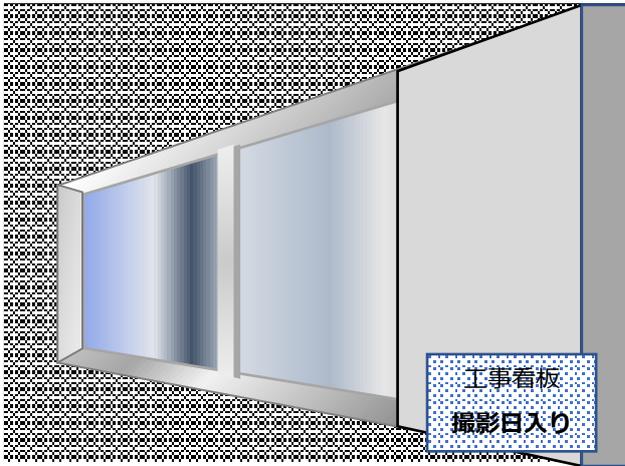
施工後



※看板を入れて撮れなかった場合は、撮影日、工事箇所（部位）、内容（どの工程か）等を補足してください。

**[建具工事の撮影アングル例]**

**施工前…着手する日に撮影したもの**



**施工中…適宜、追加してください**

※足場や内窓で外部から写真が撮影できない場合など  
適宜、室内側から撮影した写真を追加してください。

(参考)

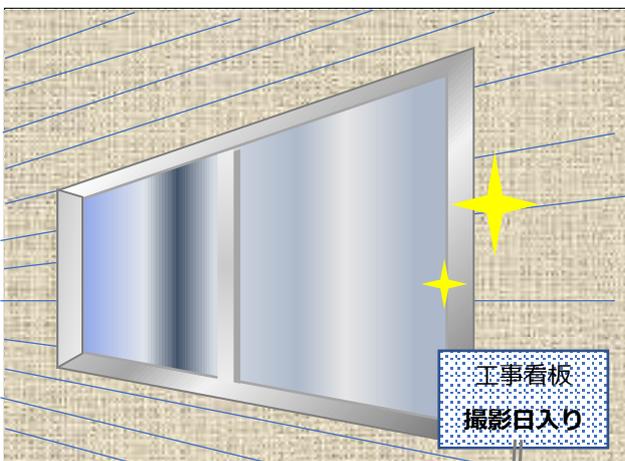
内窓の施工中を室内  
から撮影した例

※サイズは、適宜拡大  
してください。



**施工後**

(工事箇所、製品名、サイズ、色、断熱仕様その他補足があれば、適宜、記入してください。)

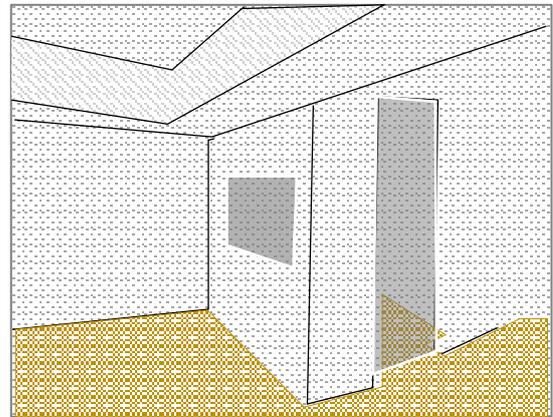


※看板を入れて撮れなかった場合は、撮影日、工事箇所(部位)、内容(どの工程か)等を補足してください。

**[内装、水回りなどの撮影アングル例]**

**施工前…着手する日に撮影したもの**

○月○日 着手 リビング・キッチン

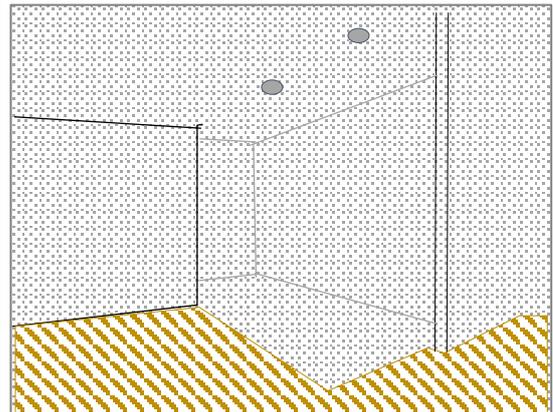


**施工中…適宜、追加してください**

○月○日 リビング・キッチン

床下地、フローリング施工：○○OLL45

(製品番号、下地の厚さや防音仕様など、補足があれば、適宜、記入してください)



**施工後**

○月○日 リビング・キッチン

キッチン取付、リビング内装工事完了

(製品番号、下地の仕様その他補足があれば、適宜、記入してください)

